

監査公表第 1136 号

令和 7 年（2025 年）1 月 7 日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	愛	須	一	史
同	高	橋	克	朋
同	福	田	浩	太郎

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（令和 6 年 12 月 26 日付け札総第 1702 号）」が提出されましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第 1702 号

令和 6 年（2024 年）12 月 26 日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥 様
同 愛 須 一 史 様
同 高 橋 克 朋 様
同 福 田 浩 太 郎 様

札幌市長 秋 元 克 広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

別紙

1 指摘に対する措置（令和6年度監査報告第3号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 令和6年度第1回定期監査（事務監査）関係

監査対象	交通局事業管理部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 収入事務／(1) 行政財産の目的外使用等に関する事務を適正に行うべきもの 行政財産の目的外使用等に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 行政財産の目的外使用等に係る使用料の算定において、使用料の算定根拠となる使用許可面積やその面積割合、使用期間の算出を誤り、使用料を過大又は過少に徴収しているもの
《指摘事項に対する措置》 申請者へ謝罪の上、過大請求分の返還を行った。 行政財産の目的外使用許可については、規程・運用基準の遵守により、適正な事務処理が執行されるよう、今回指摘のあった事例に関する注意喚起も含めた通知を発出し、局内周知を行った。当該規程の所管課である交通局営業課から、今後も定期的な周知を実施する。 また、計算誤りやケアレスミス防止を目的に使用料等の計算シートを作成し、複数人による当該システムを使用したチェックを行う。	

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 収入事務／(1) 行政財産の目的外使用等に関する事務を適正に行うべきもの 行政財産の目的外使用等に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 使用料又は加算料の計算過程において、計算式や用いる値を誤り、また決裁過程においても確認が不十分であったため、それらを過大又は過少に徴収しているもの
《指摘事項に対する措置》 交通局運輸課においては、使用料の計算シートについて直ちに誤りを修正し、請求額の不足分について追加の請求手続きを行った。 今後、行政財産の年間使用料を決定する際には、各案件の使用料の内訳（ケーブル、基地局、機器室等）を記載した一覧表を活用し、表に書かれた算定内訳が使用料にすべて反映されているか、決裁時に確認を行う体制とした。 また、交通局電気課においては、当該使用許可にかかる事務処理を遡って調査し、令和2年度以降における算定について同様の誤りが判明したため、令和2年度から令和5年度まで行政財産使用許可にかかる使用料の算定に誤りがあったことを相手方に説明し、納付いただいた。 今後については、各係会議を通じて「行政財産の使用許可事務等の適正な執行について（通知）」を課内周知するとともに、今後は新たに作成したチェックシートを用いて副担当者と2名で確認（ダブルチェック）を徹底することで	

別紙

再発防止に努める。

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 収入事務／(1) 行政財産の目的外使用等に関する事務を適正に行うべきもの 行政財産の目的外使用等に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ウ 使用期間から除外された期間にも行政財産を使用していたことが後日判明したが、使用許可手続を行わずに当該未使用期間を含めた使用料を請求し、納付させているもの
《指摘事項に対する措置》 今後は、利用実績に応じた使用料の請求手続を行うにあたり、利用実績の内容が許可書と齟齬がないか十分に確認した上で収入調定を行い、万が一許可内容と利用実績に齟齬がある場合は早急に然るべき措置を行うこと、決裁時も利用実績の内容が許可書と齟齬がないかを含めて入念に確認するよう係内ミーティングにおいて係内に周知した。	

監査対象	厚別区土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 収入事務／(2) 道路占用料に関する事務を適正に行うべきもの 道路占用料に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 道路占用料に関する事務において、東日本高速道路(株)(以下「NEXCO」という。)が工事による通行規制を案内する横断幕を市道等に掲出する際、占用許可申請書を提出しているが、これに係る減免申請書を徴することなく占用料を免除しているのがみられた。 免除に当たり、道路占用料の減免基準2(8)の交通安全に著しく寄与する物件の占用に該当するものとして申請書を不要としているが、建設局管理部長通知では、交通安全占用物件の申請ができる者として「警察本部、警察署又は地方公共団体若しくは公益法人並びにこれらの機関、団体との連名又はその推せんした者」と定めており、NEXCOがこれに該当すると判断するのは困難である。 以上から、上記横断幕に係る占用料の減免には、札幌市道路占用料条例第5条第6号に該当するものとして、同条例施行規則の規定に基づき減免申請書の提出を求めるべきであり、今後は、減免の取扱いに当たり、事務の根拠となる関係規程等を改めて確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。 なお、札幌市では、NEXCOの占用許可申請に係る取扱いが明確ではないが、国が100%株式を所有するNEXCOは高速道路を実質的に管理しており、その事業は公益性が高いことから、道路法に定める道路管理者と別の取扱いをするのは不合理とも考えられる。

別紙

	<p>よって、今後の事務の執行においては、本庁の制度所管部など関係部局と協議しながら取扱いを決定するなど、札幌市として統一的な事務処理の確保に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>NEXCOが当該物件を掲出する場合には明確な取り決めがなかったため、建設局道路管理課等と協議のうえ、今後は、道路占用ではなく、道路管理者間協議として取り扱うこととした。</p> <p>NEXCOの申請によるその他の物件の取り扱いについても、今後、関係課協議により統一が図られ、改めて通知される予定である。</p> <p>上記について、部内会議により関連する職員に周知しており、人事異動の際には後任に引き継がれるよう、役職者や担当者の引継書にも本取り扱いについて記載することとした。</p>	

監査対象	手稲区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 収入事務／(2) 道路占用料に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>道路占用料に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 道路占用許可に係る占用料減免の手続において、道路占用許可申請を行う者は、札幌市道路占用料条例第5条第6号に定める「その他市長が特別の事由があると認めた占用」に該当することを理由に減免を受けようとする場合は、道路占用料減免申請書を提出することとされているが、この減免申請書の提出を受けないまま減免手続を行っているものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程について今一度しっかりと確認されるなど、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>改めて規程類の解釈や事務の取扱いについて精査し、減免申請書の提出が必要となる事案について認識を深めた。</p> <p>当該申請者は特定の占用者であるため、今後同様の占用申請を受けた場合は、相手方に規程類の内容を説明し、占用申請と共に減免申請書の提出を求めることとした。</p> <p>今後の再発防止策としては、人事異動等で担当者が代わることに備え、規程類の関係性を示すフロー図を作成するとともに、占用及び減免申請の内容から該当する規程を確認するためのチェックシートを作成し、運用を開始している。</p>	

別紙

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 収入事務／(3) 路面電車運転手養成費用の徴収に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>路面電車運転手の養成に係る経費の算定に当たり、建物使用に係る加算料分について、使用期間が1月に満たない分は日割計算して得た額とすべきところ、半日単位で計算しているものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>課内全体に関係規程等の周知を図り、養成費用の算定に使用している計算シートを修正した。</p> <p>また、上下分離後（令和2年以降）に実施した各養成に係る養成経費についての確認作業を行い、過小請求していた分について請求し、入金にされたことを確認した。</p> <p>今後、事務処理後に行う課内供覧によるチェック体制の際、関係規程を添付することにより、職員全員が規程を参照しやすい環境を作り、担当者だけではなく課内全体で関係規程に則った取扱いとなっていることを確認するようにし、適正な事務処理に努める。</p>	
監査対象	経済観光局中央卸売市場
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 業務発注に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>チラシ・ポスターデザインの作成において、作成したデータの提出方法・ファイル形式等が定められていないなど仕様書における業務の記載内容に不足があるものがみられた。</p> <p>受託者は仕様書に基づき業務を履行し、委託者は当該業務が適切に履行されたかを仕様書に基づき確認するため、仕様書には、業務内容等が詳細に記載されている必要がある。</p> <p>今後、仕様書作成に当たっては、業務内容等を適切に記載するよう努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>指摘内容を踏まえ、業務の仕様書は、内容の細部にわたって具体的な内容のものとし、契約事務ハンドブックに定める記載事項に従って作成する。</p>	

別紙

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 仕様書の作成を適正に行うべきもの</p> <p>製造の請負において、完了検査の合格後、仕様書の一部に誤りがあることが判明したので、それを補完するために追加費用を要した事例がみられた。</p> <p>今後は、再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>誤ったデザインデータを当局から案内板製作者へ提供したため、修正のための費用を要したものであるが、今回の不備が発生した原因は、デザイン作成業務の校正時、一部資料のチェックを担当者単独で行った結果、誤りを見落としたものである。</p> <p>今後は、校正資料全体の主担当及び副担当による二重チェックを徹底し、校正の中で誤りを正すよう努める。</p>	

監査対象	まちづくり政策局政策企画部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 役務調達に係る積算を適正に行うべきもの</p> <p>小額の特定随意契約による役務調達に係る積算において、参考見積書に内訳がなく、口頭による確認で積算根拠としていたものがみられた。</p> <p>積算の参考として事業者から徴する見積書は、当該調達に係る市況価格の調査に加え、複数事業者から徴し比較検討することで、その価格の妥当性を客観的に証する目的があり、特に小額の特定随意契約では、特定者との随意契約とする金額的根拠ともなることから、今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>契約事務ハンドブック等の関係規程を順守し、契約に関する起案について、添付書類等を複数体制でチェックすることとした。</p>	

別紙

監査対象	保健福祉局保険医療部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>エ 個人情報取扱事務の委託を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 個人情報取扱事務を委託する場合には、個人情報取扱事務委託等の基準に規定の措置を講じなければならないが、これを行っていないものがみられた。</p> <p>(イ) 個人情報取扱事務の委託に当たり、業務の期間が複数月にわたる場合は、個人情報取扱状況報告書を安全管理対策に係る実施状況の変更の有無にかかわらず毎月徴して確認すべきところ、これを行っていないものがみられた。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>エ (ア) について</p> <p>当該契約について、「特定個人情報取扱管理基準適合申出書」を提出させるなど、個人情報取扱事務委託等の基準に規定の措置を講じることとするため、契約先と契約変更について調整した。</p> <p>また、係内で本事案を共有し、毎年度の作業に係る進捗管理を徹底することとした。</p> <p>エ (イ) について</p> <p>当該契約に係る仕様書を修正し、毎月「個人情報取扱状況報告書」を提出させることを明記した。また、担当者の異動等があった場合も内容を確実に引き継ぐこととし、当該契約に係る共有フォルダ内に監査結果調書のデータを格納し、随時確認することとした。</p>	

監査対象	経済観光局観光・MICE推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>オ 契約改定の事務を適正に行うべきもの</p> <p>役務契約において仕様変更が生じた場合、契約期間内に改定契約を締結すべきところ、契約期間終了後にこれを行っていたものがみられた。</p> <p>こうした事務処理は、業務の実績確定後に契約を改定するものと誤認していたことに起因すると考えられる。</p> <p>今後は、事業者と十分協議のうえ適切な時期に仕様変更を行うなど、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>当該契約については、長年にわたり前年踏襲の契約事務を行っていたことが要因として挙げられる。今後は当該契約については、契約内容の見直しを行い、改定契約ではなく単価契約とするなど、より実態に即した契約内容とするよう</p>	

別紙

改善をする。今年度においては、当該契約業務の履行状況に応じて、適宜適正な契約事務を実施するよう努めていく。

当該契約に限らず、例年実施する契約事務においても、漫然と前年踏襲をするのではなく、契約基本システムを活用し類似案件の契約内容や各規程を確認することなどを改めて実施し、適正な契約事務の実施に努めていく。

監査対象	交通局事業管理部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>カ 契約改定に関する書類への収入印紙の貼付について確認すべきもの</p> <p>契約額の変更に伴う契約改定に当たり、請負に関する契約であるにもかかわらず、収入印紙の貼られていない承諾書を受領しているものがみられた。</p> <p>印紙税法では、原契約書により証されるべき事項のうち、重要な事項を変更するために作成した文書は課税文書となるとされていることから、今後は、関係書類等を十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>受託者に収入印紙を貼るよう指示し、修正済み。</p> <p>今後は、関係書類等供覧時には十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努める。</p>	

監査対象	交通局事業管理部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>キ 履行確認の事務手続を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領では、業務着手届、業務工程表等の提出を受けた場合は、当該文書の内容を審査し、内容が適当であると認めるときは、妥当と認める旨の表示をし、職及び氏名を記入押印のうえ、課長等まで報告するものとされているが、これらが行われていないものがみられた。</p> <p>こうした事務処理については、職員の関係規程等の理解不足に起因すると考えられるが、今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>この度の指摘については、規定等の知識不足が原因と考えられることから、関係要領及び当該指摘内容について、関係各課へ注意喚起のための周知を行</p>	

別紙

い、再発防止に努めてまいりたい。

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ク 受託者に提出を求めている書類を確認すべきもの</p> <p>仕様書等で提出を定めている書類が提出されていないのがみられた。</p> <p>この事務処理については、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、これが適切に実施されていなかったものである。</p> <p>今後は同様の誤りを防ぐため、リスク対応策等を改めて部内職員へ周知徹底するとともに、受託者に提出を求めている書類は、委託業務の適正な履行の確保のため必要なものであることを認識され、契約関係書類等について十分に確認のうえ、チェック体制の強化を図りながら、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>定期的な役務契約については、リスクシートに基づいて履行検査時にチェックリストを用いて挙証書類を確認していたが、緊急の案件であったこともあり、チェックリストの作成を失念したことが原因である。</p> <p>指摘を受け、チェックリストは仕様書の作成時に併せて作成し、執行伺いに添付することとし、所管係のほか、課庶務ラインもチェックリストが作成されていることを確認する体制とした。</p>	

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ケ 再委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>機器校正の委託においては、その内容から業務の一部を再委託せざるを得ない場合もあるが、受託者からの提出物により、受託者以外が業務の一部を行っていることが明らかであるにもかかわらず、委託者の承諾がないまま再委託が行われているのがみられた。</p> <p>札幌市交通局物品・業務契約事務様式基準に定める業務委託約款では、再委託を原則として禁止しており、業務の一部であって、その性質上特にやむを得ないと認められる場合には、委託者の承諾を得たうえで、再委託を行うことができることとしている。</p> <p>今後は、履行監督の重要性を認識して、適正な事務の執行に</p>

別紙

	努められたい。
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>再委託の取扱いについて、以下のとおりとすることとし、係内会議で周知した。</p> <p>(1) 仕様書への追加について</p> <p>積算金額が 10 万円未満の小額業務委託を除いた業務委託を対象とし、以下の内容を原則仕様書に記載する。</p> <p>【仕様書に追加する内容】</p> <p>受託者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部であって業務の性質上、再委託が発生する場合は契約締結後直ちに委託者へ申し出ること。委託者がやむを得ないと認めた場合は再委託承諾願（指定様式）を書面にて提出し、委託者から再委託承諾通知により承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 再委託の審査について</p> <p>委託者が再委託を承諾するにあたって以下の内容を確認し、受託者から再委託承諾願（指定様式）を徴したうえで、再委託の審査を行う。また、審査にあたり再委託先の確認が必要となる場合は、受託者から再委託先の「登記事項証明書（写しも可）」などの法人概要が分かる書類を徴する。</p> <p>ア 再委託先の商号又は名称（職・氏名含む）及び住所</p> <p>イ 再委託を行う役務の範囲</p> <p>審査により再委託を承諾する場合には、再委託承諾通知（指定様式）により受託者に通知する。</p>	

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>コ 履行確認を適正に行うべきもの</p> <p>受託者から提出された報告書の誤った数量に基づき、委託料を過大に支出しているものがみられた。</p> <p>これは、履行検査の際に、確認不足により挙証書類と報告数量の不一致に気付かなかったことによるものである。</p> <p>今後は、提出書類の確認を十分に行うとともに再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>報告書と伝票類との数量整合について、正副担当による2名での確認（ダブルチェック）を徹底することとし、職員相互のチェック体制を強化した。また、同様の事例が発生しないよう、本件について係会議において周知を図った。</p>	

別紙

監査対象	まちづくり政策局政策企画部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>サ 借受物品等の検査を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 借受物品については、借受期間の開始及び満了後にそれぞれ履行検査をすべきところ、満了後の履行検査を実施しておらず、また、実施した受入検査についても、札幌市物品検査規程で定める物品検査員又は物品分任検査員以外の者が検査員となっていたものがみられた。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>再発防止策として、各ハンドブック等の関係規程を確認のうえ、適切な事務処理を順守することとした。なお、返却に係る梱包時に、複数の職員によって借受けた物品（書籍）を1冊1冊点検したうえで返送しており、先方からも返却された物品（書籍）について問題が無かった旨の確認を得ている。</p>	

監査対象	白石区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>サ 借受物品等の検査を適正に行うべきもの</p> <p>(イ) 役務の履行検査において、本市職員から指名した立会人が不在の際には、別の者を新たに指名し検査を行うべきところ、課長が指名した者とは別の職員が、新たに立会人として指名されることなく、用務を代行している事例がみられた。</p> <p>履行検査は、契約の適正な履行を確保するため重要なものであることから、今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な契約事務に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>本件に関する正しい事務処理方法について、部内の役職者会議及び各係の係会議において部内職員に周知したほか、人事異動があった場合でも正しい事務処理が着実に引き継がれるよう、役職者や担当者の引継書にも記載することとした。</p> <p>以上の措置に加え、役務の履行検査報告書の決裁時に、課長が指名した検査員が検査したこと、課長が指名した立会人が検査に立ち会ったこと、これらについて、各決裁者が、検査員と立会人にそれぞれ確認した上で決裁することにより、チェック体制を強化した。</p>	

別紙

監査対象	白石区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>産業廃棄物処理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 産業廃棄物の収集運搬・処分をする場合は、法令等により委託契約書を取り交わすことが義務付けられているが、請負工事では受託者が産廃処理するためこの取扱いと混同し、自らを排出者としてこれを行っていないもの</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>本件に関する正しい事務処理方法について、部内の役職者会議及び各係の係会議において部内職員に周知したほか、人事異動があった場合でも正しい事務処理が着実に引き継がれるよう、役職者や担当者の引継書にも記載することとした。</p> <p>また、指摘のあった清掃業務については、今年度分を発注する際に、産業廃棄物の収集運搬及び処分を含めない形で清掃業務の仕様書及び積算書を作成し、業務委託契約を締結した。</p> <p>以上の措置に加え、清掃業務に限らず、業務委託の起案（伺い）については、決裁者が、産業廃棄物処理の有無について起案者に確認した上で、仕様書及び積算書のチェック及び決裁を行うことにより、チェック体制を強化した。</p> <p>なお、清掃業務等において、産業廃棄物が発生する場合は、本市が、産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ業務委託契約を締結し、産業廃棄物の収集運搬及び処分を行わせる。</p>	

監査対象	経済観光局中央卸売市場
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>産業廃棄物処理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 産業廃棄物の処分に関する契約には、法令で定められた産業廃棄物処理の委託基準により、委託契約書に必要とされる事項の記載及び添付する書類があるところ、同契約書にこれらが無いもの</p> <p>ウ 業務の一部を再委託する場合は、やむを得ない場合に法令等で定める再委託基準に従って事前に委託者の書面による承認を得ることと定めているが、この承認がないまま再委託が行われていたもの</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>イについて</p> <p>委託契約書に委託基準による記載すべき事項に漏れ及び添付資料の漏れが確認されたことから、今後は、委託契約書には適正な記載や書類添付を行う。</p> <p>ウについて</p>	

別紙

今後再委託を行う場合には、書面による承認を事前に行い、適正な事務処理を行うこととする。

上記イ及びウについて、今後は、廃棄物処理が発生する業務として、特定リスクの対応策として課内で活用しているチェックリストを複数人で確認するなど、適正な事務処理を行うこととする。

監査対象	まちづくり政策局都市計画部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(3) 補助金の交付等に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>補助金の交付等に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 交付金額の算定を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市景観まちづくり助成金の交付に関する事務において、交付要綱では助成金の額の算定方法を「算出された額に千円未満の端数があるときは、これを切捨てるものとする。」と定めているが、額の確定において切り捨てがなされず、円単位で額の確定、交付決定、支出しているものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等を十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>＜指摘事項に対する措置＞</p> <p>交付要綱第5条においては、「算出された額に千円未満の端数があるときは、これを切捨てる」と記載されているが、各様式には助成金が千円未満を切り捨てることを表した記載がなく、交付要綱第5条を確認しないかぎり判明しない状態となっていた。</p> <p>今後の改善策として、教育、指導により交付要綱の遵守、適正な事務執行に努めるとともに、申請者・起案者・チェックする者など内容を確認する者全員が要綱の条文を確認せずとも、様式を一目見てわかるように各様式を変更し、申請額や交付決定額の記載欄に『（千円未満切り捨て）』である旨を明記することで、再発防止を徹底する。</p> <p>なお、運用上の様式は変更済みであり、要綱上の様式につきましても変更を行う。</p>	

監査対象	まちづくり政策局都市計画部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(3) 補助金の交付等に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>補助金の交付等に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 施行者に提出を求めている書類を確認すべきもの</p> <p>札幌市市街地再開発事業補助金交付要綱において、再開発組合の解散等により施行者が存続しなくなる場合、施行者は、補助対象事業に係る書類を保管する承継人との連名の書面により、市長に報告するものと規定されているが、この報告が行わ</p>

別紙

	<p>れていないものが複数みられた。</p> <p>これは、当該要綱に規定の様式によらずとも、別に提出された書類で内容を充足できると誤認したことに起因すると考えられる。</p> <p>今後は、当該要綱に規定された趣旨を十分に踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	--

＜指摘事項に対する措置＞

今後については、当該要綱に規定された様式による報告を受けるため、組合解散認可申請を受けた際に、本市がその審査で用いる審査調書において、当該様式が提出されていることを確認する項目を加えることにより、再発防止を図る。

監査対象	経済観光局観光・MICE推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(3) 補助金の交付等に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>補助金の交付等に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 実績報告書等の審査結果を年度末までに部長に報告していないもの</p>

＜指摘事項に対する措置＞

組織として本件事務処理の進行管理を十分に行えていなかったことが原因と考えられる。よって、補助金事業事務の進行管理を十分に行うために、補助金の申請から支出までの項目を記載したチェックリストを作成し、所属長や経理担当者等が定期的にチェックリストを確認することで進捗状況を把握できるような体制を構築することとし、部内職員へ周知を行った。

監査対象	経済観光局観光・MICE推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(3) 補助金の交付等に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>補助金の交付等に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>エ 要綱では、補助決定を受けた申請者は、補助決定日の属する年度の4月1日から起算して3年間、事業実績を市長に報告しなければならないとされているが、前年度実施事業に係る報告がなかったもの</p>

＜指摘事項に対する措置＞

組織として本件事務処理の進行管理を十分に行えていなかったことが原因と考えられる。よって、補助金事業事務の進行管理を十分に行うために、補助金の申請から支出までの項目を記載したチェックリストを作成し、所属長や経理担当者等が定期的にチェックリストを確認することで進捗状況を把握できるような体制を構築することとし、部内職員へ周知を行った。

別紙

監査対象	まちづくり政策局政策企画部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(4) 旅費に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>旅費に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 出張命令において、明確な理由が示されないまま、用務地とは異なる市町村を目的地として旅費を算定しているものがみられた。</p> <p>出張旅費に関する事務においては、用務地の中心駅までを標準経路としており、公務上の必要がある場合を除き、当該標準経路により旅費を計算することが原則であることから、今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>旅費を適切に再計算したうえで、追給及び戻入の処理を行った。また、旅費事務処理マニュアルを始めとする関係規程を確認のうえ、出張命令時には適切な事務処理を順守することとした。</p>	

監査対象	経済観光局中央卸売市場
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(4) 旅費に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>旅費に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 関係規程及び関係書類の確認不足から、宿泊料を過大に支給し、適正に精算が行われていないものがみられた。</p> <p>今後は、チェック機能の強化を図り、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>出張命令時に何額の根拠確認を徹底するとともに、出張後は、領収書等から実額を正確に把握し、適正な支給を行う。なお、本件に係る過支給額は戻入済み。</p>	

監査対象	交通局事業管理部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(4) 旅費に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>旅費に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 一部区間の鉄道運賃が改定されているにもかかわらず、改定前の運賃で支給しているものがみられた。</p> <p>こうした事務処理については、決裁過程等における確認不足に起因すると考えられるが、今後は、チェック機能の強化を図り、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p>	

別紙

局内経理担当者に対して今回の指摘内容について周知及び対象の旅費事務を確認するよう依頼を行った。なお、追加支給分については、全件分の支払いを完了した。

また、局内経理担当者に対して旅費事務の起案において必ず現在の鉄道賃が確認できる書類を添付するよう周知済み。

監査対象	経済観光局観光・MICE推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(1) 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>公有財産の管理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 普通財産の貸付けにおいて、貸付期間が1年を超えるものについては局長等の専決事項と規定されているところ、部長までの決裁としていたもの</p> <p>イ 普通財産の貸付けにおいて、駐車場用地の貸付契約に当たり、契約条項の調整に時間を要しているとして、契約書を交わさないまま使用を認めているもの</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>アについて</p> <p>本件以外の専決区分においても、担当者は起案前に規定を確認し、起案に当該関係規程を添付することで、決裁者も専決区分に誤りがないかの確認を徹底し、適切な事務の執行に努めていく。</p> <p>また、当該規程について部内職員へ改めて周知した。</p> <p>イについて</p> <p>本契約については締結済であるが、今後は関係者との調整を事前に進めるとともに、適切な規定等の引継ぎを行うことで、貸付期間の開始前に書面で契約締結できるよう努めていく。</p>	

監査対象	経済観光局中央卸売市場
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(2) 市場施設使用の指定等に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>中央卸売市場立体駐車場の使用指定等に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 使用指定等に係る決裁を1か月分まとめて事後に行っていたもの</p> <p>イ 市場施設使用指定書等を申請者に送付していなかったもの</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>アについて</p> <p>立体駐車場の使用指定事務については、使用者が市場協会で使用申請を行った時点で「立体駐車場使用申請・許可簿」に必要事項を記入し、その都度簿冊において使用指定（許可）の決裁を受けることとした。</p> <p>イについて</p>	

別紙

立体駐車場の使用指定（又は許可）の決裁後、市場施設使用指定（許可）書等を申請者の所属先を通じて送付することとした。

監査対象	東区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(3) 道路工事の承認に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市が管理する道路について、道路管理者以外の者が工事を行う場合には、当該工事完了後、直ちに市長に届け出て、検査を受けなければならないと定められているところ、工事期間の終了から相当経過しているにもかかわらず、工事完了届が提出されていないものが複数みられた。</p> <p>工事完了届及びこれに添付された工事過程写真により、道路の構造が保全され、交通の危険がないかを確認することができることから、今後は、道路の安全かつ円滑な通行を確保するため、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>許可書交付時に担当者から申請者に対して完了届提出の周知を強調して行うこととしたほか、管理係長が定期的に完了届の提出状況を確認し、申請書の工期終了時点で完了届が提出されていないものについては、工事完了後直ちに完了届を提出するよう管理係長から申請者に連絡することとした。</p> <p>上記の改善について係内に周知するとともに、人事異動があった場合でも正しく引き継がれるよう、引継書に記載することとした。</p>	

監査対象	東区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(4) 道路占用許可に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>道路占用許可に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 看板設置に係る道路占用許可については、3年ごとに更新申請が必要となり、更新時までには再更新又は廃止手続が行われない場合は、申請の督励等を行うべきところ、長期間当該督励等を行っていないものがみられた。</p> <p>道路管理者は道路を良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼさないよう管理すべきことから、今後は、未手続者に対して申請を促すなど督励等を徹底し、適正な事務執行の確保に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>正しい事務処理について係内に周知するとともに、人事異動があった場合でも引き継がれるよう役職者や担当者の引継書にも記載することとした。</p> <p>また、更新申請の一覧表の様式や保存場所が第三者にとって確認しやすいものでは無かったことから、それらを整理し、管理係長が定期的に確認することで、チェック体制の強化を図った。</p>	

別紙

監査対象	東区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(4) 道路占用許可に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>道路占用許可に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 道路の掘削を伴う工事を行う場合には、軽易なもので市長が認めた場合を除き、当該工事完了後、直ちに市長に届け出て、検査を受けなければならないところ、当該届出を受けておらず、これに基づく検査がなされていないものがみられた。</p> <p>占有者は、工事完了後、直ちに当該届出をしたうえで検査を受けることが規則に定められており、道路管理者として、道路を良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼさないため、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、占有者に対し適切に指導のうえ、検査を行うよう努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>正しい事務処理について係内に周知するとともに、管理係長が定期的に完了届の提出状況を受付簿で確認することで、チェック体制の強化を図った。</p> <p>上記について、人事異動があった場合でも引き継がれるよう役職者や担当者の引継書にも記載することとした。</p> <p>また、占有者に対しては、道路工事等調整協議会において、建設局道路管理課から完了届の提出について文書が配布されたほか、道路管理システムが改修され、申請書作成画面において完了届提出のアラートが表示されるようになった。</p>	
監査対象	白石区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(4) 道路占用許可に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>道路占用許可に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 道路の掘削を伴う工事を行う場合には、軽易なもので市長が認めた場合を除き、当該工事完了後、直ちに市長に届け出て、検査を受けなければならないところ、当該届出を受けておらず、これに基づく検査がなされていないものがみられた。</p> <p>占有者は、工事完了後、直ちに当該届出をしたうえで検査を受けることが規則に定められており、道路管理者として、道路を良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼさないため、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、占有者に対し適切に指導のうえ、検査を行うよう努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>本件に関する正しい事務処理方法について、部内の役職者会議及び係会議において、関係職員に周知したほか、人事異動があった場合でも正しい事務処理が着実に引き継がれるよう、役職者や担当者の引継書にも記載することとし</p>	

別紙

た。

また、道路工事等調整協議会において、占用工事を行う公益事業者あてに、建設局道路管理課から、完了届の提出に関する依頼文を配布し、周知した。

以上の措置に加え、道路管理システムの改修により、申請書作成画面に完了届の提出が必要となる旨のアラートが表示されるようになったことから、申請者（占有者）側の提出漏れを防止するとともに、市（土木部）側においても、完了届が提出されていないものがないか、定期的に道路占用進捗状況管理表を確認することにより、チェック体制を強化した。

監査対象	厚別区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(4) 道路占用許可に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>道路占用許可に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 道路の掘削を伴う工事を行う場合には、軽易なもので市長が認めた場合を除き、当該工事完了後、直ちに市長に届け出て、検査を受けなければならないところ、当該届出を受けておらず、これに基づく検査がなされていないものがみられた。</p> <p>占有者は、工事完了後、直ちに当該届出をしたうえで検査を受けることが規則に定められており、道路管理者として、道路を良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼさないため、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、占有者に対し適切に指導のうえ、検査を行うよう努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>完了届の提出について、道路工事等調整協議会において、占用工事を行う公益事業者に、占有規則に基づき適切に処理することを求めた。</p> <p>これに加えて、道路管理システムの改修により、申請書作成画面に「完了届の提出が必要」と警告されるよう改善され、占有者の提出漏れを防止するとともに、厚別区土木部においても完了届の提出状況を定期的に点検し、提出漏れを防止している。</p> <p>上記の状況を含め、本件に関する適切な事務処理について、部内会議において関係職員に周知し、人事異動の際にも後任に引き継がれるよう、役職者を含む関係職員の引継書にも記載することとした。</p>	

監査対象	手稲区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(4) 道路占用許可に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>道路占用許可に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 道路の掘削を伴う工事を行う場合には、軽易なもので市長が認めた場合を除き、当該工事完了後、直ちに市長に届け出て、検査を受けなければならないところ、当該届出を受けておらず、これに基づく検査がなされていないものがみられた。</p>

別紙

	<p>占有者は、工事完了後、直ちに当該届出をしたうえで検査を受けることが規則に定められており、道路管理者として、道路を良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼさないため、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、占有者に対し適切に指導のうえ、検査を行うよう努められたい。</p>
--	---

《指摘事項に対する措置》

改めて規程類の解釈や事務の取扱いについて精査し、土木部長以下、道路占用事務の担当者を含め、完了届や検査の必要性について認識を深めた。

また、道路工事等調整協議会において、建設局道路管理課から各事業者あてに、完了届の必要性について説明を行い、適切に届け出るよう指導した。

そして大規模占用工事に対しては、道路管理システムを統括する建設局道路管理課において、システムの入力時に完了届の提出を促すアラートが表示されるよう改修を行った。

複数の職員で工事の区分を確認し、届出の必要があるものについては、その旨事業者へ連絡する等の対応を開始している。

監査対象	経済観光局観光・MICE推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(5) 備品の出納管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>備品の出納管理に関する事務について、備品出納簿に記載している数量や金額が誤っているものがみられた。</p> <p>本件については、令和3年度第1回定期監査時においても指摘を行っているものであり、適正な事務処理に努めると報告されていたにもかかわらず、不十分な引継ぎ及び確認不足により今回の監査でも改善がなされていなかったものである。</p> <p>今後は、定期監査の結果とその改善策を組織的に情報共有する体制を整え、チェック機能の強化を図り、関係規程等についての理解を十分に深め、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。</p>

《指摘事項に対する措置》

数量や受入額が誤っていた備品については、出納簿の修正を行ったところ。前回監査指摘以降に購入した備品の出納について今回指摘はなかったところであるが、改めて備品の現物確認等を行い、記載漏れ、処分済物品のリスト削除漏れがないかどうかの確認を実施し、備品の保管場所に関する情報もあらためて整理した。

また、事務処理を漏れなく正確に行うとともに、次年度以降にも適切な事務処理を引き継いでいくためのチェックリストを作成した。

さらに、部経理担当職員は支出命令審査時に、物品管理員が作成した備品出納簿に適切な登録がなされているか確認を行う。加えて、物品管理員及び部経理担当者が年度末に財務会計システムからデータの抽出を行い、全件突合作業を実施し、その結果を庶務担当課長へ報告を行うことで、備品の適正な管理に努めたい。

別紙

監査対象	経済観光局観光・MICE推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(6) 重要な物品の現在高報告を適正に行うべきもの</p> <p>本市の所有に属する価格100万円以上の「重要な物品」については、毎年度その現在高を市会計管理者に報告することとされているが、該当する物品について現在高を報告していないものがみられた。</p> <p>本件については、令和3年度第1回定期監査時においても指摘を行っているものであり、適正な事務処理に努めると報告されていたにもかかわらず、不十分な引継ぎ及び確認不足により今回の監査でも改善がなされていなかったものである。</p> <p>今後は、定期監査の結果とその改善策を組織的に情報共有する体制を整え、チェック機能の強化を図り、関係規程等についての理解を十分に深め、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>今回指摘があった「重要物品」の現在高の報告については、会計室へ報告を行ったところ。</p> <p>今後、「重要な物品」を受け入れた場合は、受け入れた段階で「重要な物品」の現在高報告書を作成し、庶務担当課長まで報告することし、同様の事案が発生しないように努めたい。</p> <p>また、事務処理を漏れなく正確に行うとともに、次年度以降にも適切な事務処理を引き継いでいくためのチェックリストを作成した。</p>	

監査対象	保健福祉局保険医療部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(7) 債権管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>保険医療機関における不正請求等に係る返還金や、札幌市が被保険者から代位取得した損害賠償請求権に係る損害賠償金等について、督促や催告の実施状況が判然とせず、また、消滅時効期間が満了した未収債権が散見された。</p> <p>適正な債権管理事務は、札幌市の財政の基盤となるとともに、負担の公平性を確保する上でも重要であることから、債権の回収に向けた対応が前提となる。</p> <p>このため、やむを得ず回収が困難と判断した場合には、債権の徴収停止や放棄、不納欠損処分等の手続について、法令や規程等に基づき適時適切に検討及び実施すべきである。</p> <p>今後は、債権管理事務の適正化及び効率化に向けて、組織的な対応を着実に進められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>督促や催告の実施状況について、財務会計システムの債権管理機能等を活用し、担当者のみではなく複数体制で実施状況のチェックを行っている。</p> <p>現在、財政局管財課のデータベースにより破産の有無を確認する等により、債権放棄及び不納欠損処理が可能な債権を精査し、破産が確認できないものに</p>	

別紙

については、改めて文書により債権の存在を通知し、納付意思の有無を確認する。
 担当者のみで管理するのではなく、毎月の処理状況について課長まで報告することとし、また、課長から部長に対しても、随時進捗状況を報告することとした。

監査対象	経済観光局中央卸売市場
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／4 行政運営事務／(1) 不利益処分に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市行政手続条例に規定する不利益処分に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 札幌市行政手続条例では、不利益処分をしようとする場合はその名宛人となるべき者について、弁明の機会等の意見陳述のための手続を執らなければならないが、弁明の機会を付与すること及び不利益処分を行うことを同一の起案で決裁しており、弁明の機会を付与する前に不利益処分を行うことが既に決定されていたもの</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>札幌市行政手続条例の規定に従い、弁明の機会を付与する旨の決裁を行い、弁明の機会を付与した後、その結果を踏まえ、改めて不利益処分の実施について決裁を行う。</p> <p>不利益処分に係る事務については、マニュアル化するとともに、今回の指摘に至る経緯をまとめた文書を共有サーバー及び紙文書バインダーに保管して部内で共有し、現在の担当者だけでなく後任の担当者にも確実に承継し、事案の再発防止を図る。</p>	

監査対象	経済観光局中央卸売市場
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／4 行政運営事務／(1) 不利益処分に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市行政手続条例に規定する不利益処分に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 被処分者に交付した書面に行政不服審査法で定める審査請求ができる旨及び行政事件訴訟法で定める取消訴訟を提起することができる旨の教示がないもの</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>被処分者に交付する書面には、あらかじめ行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示に関する規則第2条に定める教示文の標準に従った教示文を記載した様式を作成しておき、教示文の記載漏れがないようにする。</p> <p>不利益処分に係る事務については、マニュアル化するとともに、今回の指摘に至る経緯をまとめた文書を共有サーバー及び紙文書バインダーに保管して部内で共有し、現在の担当者だけでなく後任の担当者にも確実に承継し、事案の再発防止を図る。</p>	

別紙

監査対象	経済観光局観光・MICE推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／4 行政運営事務／(2) 公文書に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>補助事業において、事業者等から提出される実績報告書などは、事業の効果等を確認して補助金の精算などを行うことから組織的に用いる公文書であるが、収受がいつ行われたのか不明なものが散見された。</p> <p>今後は、関係規程に基づき、チェック体制の強化を図りながら、公文書の適正な管理に努められたい。</p>

《指摘事項に対する措置》

文書収受の扱いについて、札幌市事務取扱規程等の関係規程や文書管理システム運用について、部内職員へ改めて周知を行ったところ。担当者は文書の収受について徹底するとともに、直属の決裁者は当該文書が起案に供された際に収受漏れがないかのチェックや、定期的に文書管理システムにて収受した文書の処理状況等の確認を行うことにより、適切な事務の執行に努めていく。

監査対象	農業委員会事務局
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／5 その他の事務／(1) 農地の違反転用に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>農業委員会が違反転用を把握した場合には、違反転用事案報告書を北海道知事に提出することとされているが、所有農地の一部を許可なく農業用以外の倉庫に供していることを把握していながら報告を行っていないものがみられた。</p> <p>これは、事務処理の確認不足などに起因すると考えられることから、今後は、関係規程等についての理解を十分に深め、事務局内部での情報を共有して、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘事項に対する措置》

農地所有者への事情聴取を行ったうえで北海道に事案の概要を説明し、今後の対応に向けて協議を行った。

今後は相談対応票を事務局内部で供覧する際、違反転用が疑われる事案が含まれていないか、また、含まれている場合は適正な対応を行っているか係長、事務局次長及び事務局長の確認を徹底し、再発防止に努める。

監査対象	経済観光局観光・MICE推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／5 その他の事務／(2) 設備の保守を適正に行うべきもの</p> <p>定山溪制御監視局等に設置している避難警報装置の保守点検において、保守点検業者から、一部機器について交換の必要性があるとの報告がなされていたにもかかわらず、交換がされておらず、かつ、報告後の対応が不明確であるものがみられた。</p> <p>当該保守は、水難事故等を未然に防止することを趣旨としていることから、不良箇所について速やかに是正されたい。</p>

《指摘事項に対する措置》

別紙

今回、4つの避雷器のうち1つに消耗が確認されたが、1つの避雷器の消耗が避難警報装置システム自体に支障を来すことはない旨を保守点検業者に確認していた。

実施報告があった時点で、避難警報装置を使用するシーズン及び保守点検業務の履行期間が終了していたことから、次の保守点検時期に交換するというこ
とで整理したものである。

現在、既に避雷器は交換済みであり、今後も適正な維持管理に努めていく。

監査対象	経済観光局中央卸売市場
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／5 その他の事務／(3) 会計年度任用職員に関する事務を適正に行うべきもの 会計年度任用職員の休暇に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 年次休暇の取得単位については、原則一日又は一時間単位であるところ、年次休暇を完全に消化する場合ではないにもかかわらず、一時間未満の単位で承認しているもの
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>会計年度任用職員に再度、年次休暇の取得単位について周知徹底を行ったほか、課内において休暇の承認にあたっての運用について再度確認を行い再発防止を図る。</p>	

監査対象	経済観光局中央卸売市場
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／5 その他の事務／(3) 会計年度任用職員に関する事務を適正に行うべきもの 会計年度任用職員の休暇に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 特別休暇のうち夏季休暇について、対象ではない期間に承認しているもの
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>会計年度任用職員に再度、夏季休暇の取得期間について周知徹底を行ったほか、課内において休暇の承認にあたっての運用について再度確認を行い再発防止を図る。</p>	

監査対象	交通局事業管理部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／5 の他の事務／(3) 計年度任用職員に関する事務を適正に行うべきもの 会計年度任用職員の休暇に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ウ 会計年度任用職員（パートタイム）の特別休暇のうち夏季休暇について、取得を認められていない半日単位で承認しているもの
<p>《指摘事項に対する措置》</p>	

別紙

休暇の承認者に対し、関係規程及び要綱に基づく適正な確認の徹底を周知し、再発防止を促した。また、申請者である会計年度任用職員に対しても、要綱に基づいた申請を行うよう周知した。

別紙

(2) 令和6年度第1回定期監査（工事監査）関係

監査対象	建設局みどりの推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 工事設計／(1) 設計変更の可否を適切に確認すべきもの</p> <p>「請負工事設計変更等ガイドライン」では、任意の仮設は、設計変更の対象とはしないことが定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、任意の仮設である敷鉄板を設計変更の対象とし、減額の設計変更を行っている事例がみられた。この事例は、設計変更に対する認識不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、当該ガイドラインの内容を確認するとともに、チェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>参考図で示された仮設内容は任意仮設となり変更対象とならない旨を課内会議において周知した。また、施工計画書（変更）や措置必要事項の内容を工事主任・副主任・上司で共有し、設計変更の対象として適切であるか確認した上で変更手続きを進めることを徹底する。</p>	

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 工事設計／(2) 旅費交通費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>「札幌市交通局鉄・軌道車両製造請負積算要領」では、遠隔地から派遣される現地試験技術者の旅費交通費の算定について定められている。</p> <p>今回監査した製造請負において、旅費交通費のうち、交通費には消費税等相当額が含まれていたが、さらに消費税等相当額を加算し、積算している事例がみられた。</p> <p>交通費算定に対する認識不足や、消費税等相当額の取扱いを当該要領に定めていないことが原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、交通費算定における消費税等相当額の取扱いを要領に明記し、その内容を周知するとともに、チェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>「札幌市交通局鉄・軌道車両製造請負積算要領」を改定し、運賃の消費税の扱いについて、二重計上をしないよう明確に記載を追加した。</p> <p>また、改訂内容を係会議で周知し、情報共有を図った。</p>	

別紙

監査対象	東区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 工事設計／(3) 熱中症対策に資する現場管理費の補正を適正に行うべきもの</p> <p>「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について(通知)」では、近年の猛暑日等の気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策にかかる現場管理費の補正方法について定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、現場管理費の補正に必要な工期設定を誤り、現場管理費を過大に積算して設計変更を行っている事例がみられた。</p> <p>この事例は、当該通知に対する認識不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、通知の内容を確認するとともに、チェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>担当者による積算ミス、検算者及び審査者のチェックミスを防ぐため、積算時に使用するチェックシートに本事例を追記し、積算などを行うこととした。また、係会議にて、本事例の周知を行い、新たなチェックシートの使用などについて周知を図った。今後も異動時の引継ぎを確実にし、定期的に係会議などで、本事例のみならず、積算ミス防止について周知を図ることとした。</p>	
監査対象	建設局みどりの推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(1) 特殊車両の通行手続を確認すべきもの</p> <p>道路法では、車両制限令に定める一般的制限値を超える特殊車両を通行させようとする者は、通行しようとする道路の管理者に対して通行の許可又は通行経路の確認の回答を受けなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、特殊車両に該当する自走式建設機械が保管場所から工事現場までの間の道路を通行するために必要な許可等を受けていない事例がみられた。</p> <p>受注者の特殊車両の通行手続に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して当該手続の状況を確認すべきであったと考える。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>再発防止のため、①設計時に特殊車両使用の有無を確認すること、②該当車両の使用有無にかかわらず、工事着手後に開催する「工事安全管理現場委員会」において当該許可制度の周知を行い、受注者・発注者ともに注意喚起すること、③特殊車両の使用がある場合は、施工計画書の申請手続きの記載を確認すること、④必要な許可を得た上で工程に着手すること、を工事主任・副主任・上司で確認し、受注者への指導を徹底するよう課内会議で周知する。</p>	

別紙

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(2) クレーン作業を安全に実施すべきもの</p> <p>「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」では、クレーン等の作動中は直接つり荷に触れないことが定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、移動式クレーンによる資材の搬入作業等を行っている労働者が、直接つり荷に触れている事例がみられた。</p> <p>受注者の安全管理に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して安全管理について指導を徹底すべきであったと考える。</p> <p>こうした作業は、事故の発生に繋がることが懸念され、ひとたび事故が発生すると、人命に関わること、社会的影響が大きいことから、今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>クレーン作動中は直接つり荷や玉掛け用具に触れないことについて、受注者に対し施工計画書への記載を指導、及び現場着工前に受注者と合同で実施している工事安全管理現場委員会において注意喚起をすることで、玉掛け作業の安全に係るガイドラインに従った作業を徹底させることとした。さらに、工事主任が現場を確認する際には、同ガイドラインに基づきクレーン作業が適切に行われているかを重点的に点検することとした。また、同様の事例が発生しないよう、本件について、係会議において周知を図った。</p>	

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(3) 建設業の許可を確認すべきもの</p> <p>建設業法等では、建設業を営む者は、請負金額が500万円未満の建設工事のみを請け負う場合を除き、建設業の許可を受けなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した建築工事において、建設業の許可を受けていない下請業者が500万円以上の天井金属板の設置工事等を行っている事例がみられた。</p> <p>受注者の建設業法等に対する理解不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して建設業の許可の取得状況を確認すべきであったと考える。</p> <p>この事例は、令和4年度第3回定期監査時においても指摘を行っているものであり、指摘に対する措置として会議等の打合せの機会を捉え、関係者への周知を行っているとも報告されていたにもかかわらず、今回の監査で改善がされていなかったものである。</p> <p>今後は、同様の誤りを繰り返すことがないように、関係規程を改めて確認し、更なる再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>

別紙

《指摘事項に対する措置》

令和4年度の定期監査以降は、工事着手時や定例会議等で受注者に周知してきたが、結果として全ての下請業者まで徹底できていなかった。

そこで、今後は口頭による事前周知だけでなく、着手時に受注者に手渡す関係書類と併せて文書による周知も行い、受注者からは定期的の下請業者の契約状況を工事監理者と工事主任に報告させることとし、同様の事象を未然に防止する措置を講じた。

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(4) 積載物の重量制限を確認すべきもの</p> <p>道路交通法等では、車両の運転者は、当該車両について政令で定める積載物の重量の制限を超えて積載をして運転してはならないと定められている。</p> <p>今回監査した建築工事において、当該工事で発生したコンクリートを運搬するに当たり、積載物の重量の制限を超えて積載し、運転している事例がみられた。</p> <p>受注者が車両積載物の搬出時に重量の確認が不十分であったことが原因と考えられるが、発注者も受注者に対して積載物の重量の制限について指導を徹底すべきであったと考える。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>

《指摘事項に対する措置》

係会議にて、今回の指摘の重大性や法令遵守の必要性を再確認するとともに、施工計画段階における過積載対策を工事主任の上司も確認し、具体的な過積載対策を講じるよう受注者に指導している。

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(5) 高所作業を安全に実施すべきもの</p> <p>労働安全衛生規則では、事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり等を設けるなど、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した建築工事において、労働者が高さ2メートル以上の屋上端部で防水作業を行う際に、墜落による危険を防止するための措置を講じていない事例がみられた。</p> <p>受注者の安全管理に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して安全管理について指導を徹底すべきであったと考える。</p> <p>こうした作業は、事故の発生に繋がることが懸念され、ひとたび事故が発生すると、人命に関わること、社会的影響が大きいこ</p>

別紙

	とから、今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>係会議にて、今回の指摘の重大性や作業環境における安全確保の重要性を再確認した。</p> <p>また、受注者に対して適切な安全措置を講じた上で作業するよう指導するとともに、発注者としても現場を確認するなどの現場監理を行っている。</p>	

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(6) 産業廃棄物を適正に処理すべきもの</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律等では、工事に伴い発生する産業廃棄物については、適正な処理をしなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した設備・建築工事において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 産業廃棄物の保管場所を示す掲示板が確認できないもの</p> <p>イ 産業廃棄物の保管状況が確認できないもの</p> <p>ウ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）がなく、廃棄物の適正な処理が確認できないもの</p> <p>エ 特定建設資材廃棄物を適正に再資源化したことが確認できないもの</p> <p>いずれの事例も、受注者と発注者双方の当該法令に対する認識不足が原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>ア及びイについて</p> <p>係会議において、今回の事案の説明を行い、工事着手時や施工計画書提出等の際に、廃棄物の一時保管時に必要な掲示等について、施工業者へ改めて指導を行うとともに、現場巡回時にも確認を行うよう周知を行った。</p> <p>ウ及びエについて</p> <p>係会議において、今回の事案の説明を行い、今後の工事においては、施工業者からの施工計画書提出等の際に、工事主任が現場から発生する際の廃棄物の内容について再度漏れがないかを確認を行い、また廃棄物処理計画に則って適切に処理するよう施工業者への指導を行うよう周知を行った。</p> <p>また、アからエまでについては、工事のしゅん功が多い年度末にも事前に改めて周知を行う。</p>	

別紙

監査対象	北区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(7) 測量業務の写真を適切に確認すべきもの</p> <p>「札幌市公共測量仕様書」では、観測等の作業を行う場合は、観測風景を写真撮影し、成果物に添付することが定められている。</p> <p>今回監査した測量業務において、観測作業を行っていない日に観測風景の写真をまとめて撮影し、小黒板や写真帳の日付を作業日に書き換えて、観測作業時の写真として使用している事例がみられた。</p> <p>受託者の行為は不適切であるが、受託者から提出された写真が適正なものであるのか、委託者が十分確認せずに受理していたことも原因であると考えられる。</p> <p>観測作業時の写真は、測量業務の安全管理状況を確認する上で重要であり、こうした行為は、安全管理実施の信憑性を損なうおそれがあることから、今後は、このようなことがないように、受託者から提出された写真が適正なものであるか確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受託者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>本事例の受託者に対し、観測風景の写真は都度撮影するように速やかに指導を行った。</p> <p>また、係会議にて、全ての受託者に対し、業務着手時の注意事項として本事例を画面で提示し再発防止を講じるとともに、担当職員には、成果物を受理する際、写真帳と写真データの双方を確認し、日付などの整合性についても確認を徹底するよう改めて周知を図った。</p>	

監査対象	東区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(7) 測量業務の写真を適切に確認すべきもの</p> <p>「札幌市公共測量仕様書」では、観測等の作業を行う場合は、観測風景を写真撮影し、成果物に添付することが定められている。</p> <p>今回監査した測量業務において、観測作業を行っていない日に観測風景の写真をまとめて撮影し、小黒板や写真帳の日付を作業日に書き換えて、観測作業時の写真として使用している事例がみられた。</p> <p>受託者の行為は不適切であるが、受託者から提出された写真が適正なものであるのか、委託者が十分確認せずに受理していたことも原因であると考えられる。</p> <p>観測作業時の写真は、測量業務の安全管理状況を確認する上で重要であり、こうした行為は、安全管理実施の信憑性を損なうおそれがあることから、今後は、このようなことがないように、受託者から提出された写真が適正なものであるか確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受託者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>本事例の受託者に対し、観測風景の写真は都度撮影するように速やかに指導</p>	

別紙

を行った。

また、係会議にて、全ての受託者に対し、業務着手時の注意事項として本事例を書面で提示し再発防止を講じるとともに、担当職員には、成果物を受理する際、写真帳と写真データの双方を確認し、日付などの整合性についても確認を徹底するよう改めて周知を図った。

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 工事事務／(1) 札幌市交通局委託業務契約約款を遵守すべきもの</p> <p>「札幌市交通局委託業務契約約款（工事監理）」では、受託者は、契約締結後5日以内に工事監理仕様書に基づいて業務日程表を作成し、委託者に提出しなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した工事監理において、業務日程表が契約締結後5日以内に提出されていない事例がみられた。</p> <p>この事例は、受託者と委託者双方の当該約款に対する認識不足が原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、約款の規定を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受託者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘事項に対する措置》</p> <p>係会議において、今回の事案の説明を行い、今後、業務のほか工事着手の際は、工事の契約日・着手日を基に「5日以内」の確認を行うよう指示を行った。</p> <p>また、今後においても、年度当初に係内周知を行う。</p>	

別紙

2 意見（要望）事項に対する対応（令和6年度監査報告第3号に掲載された意見（要望）事項に係るもの）

(1) 令和6年度第1回定期監査（事務監査）関係

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の意見(要望)事項	第2 意見（要望）事項／1 契約方法の見直しについて 床面案内ステッカー作成について、年に複数回、特命随意契約（小額）で同一事業者と契約している事例がみられた。 まとめて発注した場合には、特命随意契約（小額）以外の契約方法となり、競争性や透明性が確保できるとともに、事務の効率化も期待できることから、契約方法の見直しについて検討されるよう要望する。
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>今後は、年度内の工事予定を事前に確認した上で、比較的終了時期が近く大ききなどの仕様が同一の案件があれば、まとめて発注するよう係内ミーティングで周知した。</p>	

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の意見(要望)事項	第2 意見（要望）事項／2 競争性の確保について 一般競争入札としているが、1者応札が継続している委託業務等がある。このままの状況が続けば、当該入札に十分な競争力が働いているとは言えず、特に同一事業者が連続する場合には、価格が高止まりすることも懸念される。 このように1者応札が継続している業務等については、業務仕様の見直し等を行い、競争性の確保に努められるよう要望する。
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>入札参加資格条件についての見直しを行った。令和6年度の業務からはこれまで求めていた鉄道車両製造・整備技能士（2級以上）の資格を有する者の配置または、過去15年における同種業務の履行実績がある場合についても入札参加を認めることとし、一定の品質と安全性を確保しつつ応札可能な事業者の数が増えることを見込んだ。</p>	

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の意見(要望)事項	第2 意見（要望）事項／3 予定価格の算定について 一般競争入札による委託業務において、1者からの見積のみで予定価格を算定するものが多くみられた。 1者からの見積では実勢価格を反映することが困難になる可能性があることから、見積書は複数業者から徴するとともに、他の機関における取引実例（契約金額）との比較を行うなど、より適正な予定価格の算定に努められるよう要望する。
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>今後は、可能な限り、複数の業者から参考見積書を徴取し、これに取引実例を考慮して算定する等、適正な予定価格の設定に努めていく。</p>	

別紙

監査対象	経済観光局中央卸売市場
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／4 業務量の適切な算定等について</p> <p>総価にて契約された汚泥の処理を含む役務契約について、汚泥の実際の処理量と契約時の予定処理量に大きな相違があったが、契約変更の検討をせずに支出している事例がみられた。</p> <p>今後は、処理量などの業務量を適切に算定することはもとより、経済性の観点から、処理量に応じて支払金額の改定が行えるよう、精算に関する条項を契約書等に設けるなどの手法を検討するよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>本役務は清掃業務が主たる業務であり、産業廃棄物処理としての収集・運搬を含めてもその費用の多くは車両費や人件費などの固定費であるため、総価契約が適当と考える。</p> <p>仕様書の業務内容の1項として『処理予定数量は12tとするが、数量に大幅な乖離があった場合は別途担当者と協議を行うこととする』と定めているが、これは、汚泥の排出量が予定よりも大幅に増大し、処理業務に支障をきたす場合等には市担当者と対応について協議を行うことを定めたものであり、本件では排出量が予定数量の範囲内であったため特段の支障も生じなかったことから協議を行わなかったもの。</p> <p>一方、汚泥の処分費用については、処分先の処理体制や数量によっては変動する可能性も考えられることから、今後、契約のあり方について検討したいと考えるが、まずは、処理量が大きく乖離しないよう予定数量の見積もりをより適切に行うこととする。</p>	

監査対象	経済観光局観光・MICE推進部
監査委員の意見(要望)事項	<p>2 意見(要望)事項／5 補助金に関する事務について</p> <p>札幌市内宿泊施設受入環境整備補助金において、環境配慮への対応に係る性能の優れた省エネ設備への更新として、厨房内のFFストーブや業務用冷凍庫の購入・設置を補助対象事業に決定している。</p> <p>しかしながら、交付目的とされた観光消費額の増加や観光満足度の向上にもたらす効果が書類上判然とせず、また、合理的な説明も得られなかった。</p> <p>補助金は、補助対象事業が交付目的に合致すべきであり、また、得られる効果等を客観的に確認できる必要があることから、今回指摘したものに限らず、補助金事務の執行に当たり留意されるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>世界的な環境・サステイナブルの意識の高まりにより、観光客が来訪地における環境配慮への対応を求めているため、事業者の環境配慮に対する取組に対する支援が必要な状況にある。</p> <p>そのため、本補助により要綱の別表1にある「性能の優れた省エネ設備への</p>	

別紙

更新」を補助対象として、環境・サステイナブルに繋がる取組を進めることは、札幌が世界から観光地として選ばれ続けるため不可欠な取組であり、この取組を進めることにより、結果として来訪者の増による観光消費額の増加や観光満足度の向上に資するものとする。

今後は、補助事業の要綱に本市が目指す持続可能な観光の実現に向けた取組であることを明記するとともに、補助金の交付目的に沿った対象事業の位置づけ及びそこから得られる効果等については、採択の過程で客観的にわかりやすいものとなるよう努めていく。

監査対象	まちづくり政策局政策企画部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／6 運営費交付金の交付に関する事務について</p> <p>公立大学法人札幌市立大学に対する運営費交付金の交付に関する事務において、当該交付金に係る交付の申請、決定等に関する事項など基本的事項を定めた要綱等が制定されておらず、当該事務の適正性を客観的に確認することができない状況がみられた。</p> <p>当該交付金については、地方独立行政法人法において「住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものである」と規定されていることを踏まえると、交付決定及び予算執行の一層の適正化を図る観点から、基本的事項は明確にすべきものであり、今後は、要綱等を制定している自治体の事例を参考にするなど、交付金に係る基本的事項の法的整備について検討されるよう要望する。</p> <p>また、当該交付金の申請時に、同法人からは、定款及び役員名簿が添付資料として提出されているが、当該内容は、法令により法人の設立団体である札幌市が既に了知している内容であるため、申請手続の簡素化の観点から、提出書類の省略の可能性についても併せて検討されたい。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>他自治体の公立大学の例を参考に、本市における要綱の制定に向け、運営費交付金交付の対象経費、算定方法、申請や交付に係る期日や提出書類等について法人と協議を進めている。</p> <p>なお、定款及び役員名簿については、交付金申請時の提出を要しないことを双方改めて確認し、今後の提出は省略されることとなった。</p>	

監査対象	保健福祉局保険医療部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／7 国民健康保険料過誤納金の還付について</p> <p>国民健康保険料過誤納金の還付について、国民健康保険料収納管理事務取扱要領では、各区において過誤納発生日から1年間は、保険サービス員、電話、文書により還付受領の催告を行うとされているが、文書による初回の催告以降、催告が行われていないものが複数みられた。</p>

別紙

	<p>今後は、実務を行う区の統括部局として、各区に対して適正な催告の実施を促すとともに、区の体制を考慮した効率的な実施方法を検討されるよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>国民健康保険料過誤納金の還付について、区の体制を考慮したうえで、過誤納発生日から1年間に必ず行わなければならない催告を具体的に定めることとし、定めた内容に合わせて国民健康保険料収納管理事務取扱要領を改正し、会議や研修、メールなどにより周知徹底を図っていくこととする。</p>	

監査対象	交通局事業管理部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見（要望）事項／8 行政財産の目的外使用等に関する事務手続について</p> <p>行政財産の目的外使用等は、本来の目的の範囲を超えて財産活用を図るためのものであり、その手続や事務処理については、適法性・公平性の視点から、厳正な事務執行が求められる。</p> <p>今回の監査では、交通局高速電車部及び制度を所管する事業管理部において、行政財産の目的外使用等に関する事務における使用料の算定誤り等の不適正な事例が散見され、指摘事項としている。</p> <p>事務の適正化に向けて、監査期間中に通知による局内周知を図っているが、こうした誤りは、関係規程や運用基準の複雑化、取扱件数の増加等にも大きな要因があると考えられることから、今後は、制度所管部として、職員の負担軽減も含めた行政財産の管理等における効率的、効果的及び統一的な事務のあり方についても検討されるよう要望する。</p>
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>行政財産の目的外使用許可については、増収を図るため付帯収入として収益を確保する観点から、今後も取扱件数の増加が見込まれる。</p> <p>一方、指摘のような事例も散見されることから、局内各課に対し、行政財産の使用許可事務等の適正な執行について通知により周知を行ったところであり、規程の所管課である交通局営業課から、今後も定期的な周知を実施する予定。</p> <p>また、計算誤りやケアレスミス防止を目的に使用料等の計算シートを作成し、複数人による当該システムを使用したチェックを行うことを予定している。</p> <p>事務については、財産所管課において行う現行の執行方法が最も効率的であると考えているところであり、再発防止と適正な事務執行を図るため、運用方法等について今後も幅広く検討する。</p>	

別紙

監査対象	保健福祉局保険医療部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／9 S A P I C Aの使用に関する事務について</p> <p>本市職員が職務上、事業のPRポスターを地下鉄駅に掲示するための移動に当たりS A P I C Aを使用しているが、地下鉄専用1日乗車券を使用する方が安価と思われるものがみられた。</p> <p>緊急等の特別な事情がなければ、経済性の観点から、より安価な乗車券を使用されるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>同日に複数の地下鉄駅で乗降する場合には、移動にかかる総額を比較したうえで安価な券種を使用するよう、課内職員に対し周知した。</p> <p>周知後の地下鉄利用では、地下鉄専用1日乗車券により移動を行っている。</p>	

監査対象	保健福祉局保険医療部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／10 必要な情報の周知について</p> <p>令和2年10月に厚生労働省から都道府県等あてに医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限に関する通知が発出され、当該通知では、市町村の国民健康保険主管課及び後期高齢者医療主管課から庁内他部局に対して内容の周知を図るよう示されているところ、札幌市においてこれが行われていない状況が確認された。</p> <p>当該通知では、本人確認等のため被保険者証等の提示を求める場合、当該記号・番号等にマスキング(黒塗り)を施すこととされており、これが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すことと記載されている。しかし、今回の定期監査では、複数の部署において、事業者等から提出された健康保険証の写しについてマスキングが施されていない事例が多くみられ、これらの部署において当該通知を認識していない状況が認められた。</p> <p>監査を契機として、当該通知の内容については、全庁への周知が行われたものの、必要な情報を組織内外等に正しく伝えることを確保することは、内部統制制度において重要であることから、今後は、国の通知など必要な情報の周知には十分留意し、事務の執行に努めることを要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>庁内他部局に周知を行った。また、当部において、国からの通知等について共有のエクセルファイルで受領状況を管理するなど、処理漏れを防ぐ体制を構築した。</p>	

別紙

(2) 令和6年度第1回定期監査（工事監査）関係

監査対象	北区土木部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項 / 1 舗装の施工について</p> <p>「札幌市土木工事共通仕様書」では、受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、プライムコート及びタックコートを均一に散布しなければならないことが定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、歩道を舗装する際に、プライムコートを均一に散布せずに施工している事例がみられた。</p> <p>プライムコートは、舗装の防水性や安定性を確保するために必要なものであることから、今後はその目的や役割について職員に周知するとともに、当該仕様書を確認し、受注者を指導されるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>本事例の受注者に対し、端部まで均一に散布するように速やかに指導を行った。</p> <p>また、係会議において、全ての受注者に対し、工事着手時の注意事項として、端部まで均一に散布するように本事例を書面で提示し再発防止を講じるとともに、担当職員には、プライムコートの目的や役割について改めて周知徹底を図った。</p>	